

令和2年度 第5回八戸市復興計画推進市民委員会 議事録

日 時 令和3年2月8日（月）午後2時00分～午後3時40分
場 所 八戸市庁本館3階 議会第3委員会室
出席委員 9名 類家委員長、関副委員長、川本委員、倉田委員、澤藤委員、鈴木委員、晴山委員、向井委員、村岡委員
事務局 中村総合政策部長、岩瀧総合政策部次長兼政策推進課長、森林震災復興推進室長、尾崎主幹、竹田主事

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 事

案件1 意見書の取りまとめについて

委員長

それでは、案件1の意見書の取りまとめについて審議してまいりたいと思いますが、まず、個別の施策・事業に対する意見の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは個別の施策・事業に対する意見の修正内容について説明をさせていただきます。お手元の資料22をご覧ください。資料の見方でございますが、左から一連番号、項目、前回第4回委員会でお示した意見書案のページ番号、行数、次の内容欄には第4回委員会での修正意見をいただいた部分を抜粋して記入しております。次の右隣になります。今回の第5回委員会でお示しいたしました意見書のページ番号、行数、そして変更案を朱書きで記載しております。それではNo.1から順次変更内容を説明させていただきます。併せてお手元に資料23の意見書もご用意願います。資料22のNo.1から説明いたします。資料23では9ページの18番になります。「極東地域」について具体的に記載した方が良いとの意見を踏まえまして、「極東地域」を「台湾を含む東南アジア」ということで修正しております。続きましてNo.2でございます。意見書では9ページの24番になります。ポストコロナ時代の注釈について、感染症の拡大により顕在化した課題を克服し社会全体でデジタル化が進む時代と定義しているけれども、このデジタル化と観光産業の振興に向けたインバウンド対策との関連性が明確でないという意見がございました。この意見を踏まえまして、右側の朱書きのとおり、「ポストコロナ時代を見据え」というところを、「新型コロナウイルス感染症の終息を見据え」ということで修正をさせていただきます。続きましてNo.3になります。こちらは、前回の審議の中で、新井田川について東日本大震災後に土砂の浚渫が行われているが、土砂が堆積してきており、氾濫の危険性があるのではないか、という意見がありましたことから、右側の

朱書きのとおり新井田川の氾濫防止対策として、土砂の堆積状況を調査し必要に応じて浚渫を行うよう県に働き掛ける必要があるとの意見を新たに追加しております。続きましてNo.4でございます。こちらは、フードバンクへの防災備蓄食品の提供については食品衛生面などで様々な問題・課題があること、他都市の実施事例があるのかというような意見がございました。これを踏まえまして、朱書きの通り「先進事例等を研究し」という文言を追加しております。賞味期限の近い防災備蓄品の有効利用に向け先進事例を研究しフードバンク等への提供や防災イベントでの活用などに計画的に取り組む必要があるというふうに修正しております。続きましてNo.5になります。フリーWi-Fiの安定利用についてですが、通信速度の確保のほかに接続台数の確保も関係しているという意見がございました。こちらの意見を踏まえまして、朱書きのとおり、通信機器の接続台数と通信速度の確保を図る必要があるという形で修正させていただいております。続きましてNo.6でございます。こちらは、八戸市公開地理情報システムの有効利用を図るため分かりやすく親しみやすい名称に変更する必要があるというご意見ございましたが、名称変更だけではなくその他の工夫も必要であるという意見を踏まえまして、右側の朱書きのとおり、親しみやすい名称に変更するなど工夫をする必要があるという形で修正させていただいております。次に、前回委員会終了後に事務局にいただいた追加意見が1件ございますので、口頭で説明させていただきます。資料23の9ページをお開き下さい。一番下の25番になります。こちらはC委員さんからご意見をいただいております。「お土産を受取る人をイメージした商品開発」、こちらの文言を「消費者のニーズに応えた商品開発を進め」という形に変更したらどうかとの意見をいただいておりますが、事務局としてはご意見のとおり修正したいと思っております。商品パッケージのデザインやサイズなど消費者のニーズに応えた商品開発を進め、お土産の魅力向上に取り組む必要があると修正になります。以上で個別の施策、事業に対する意見の説明を終わります。

委員長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは次に、4つの基本方向ごとの総括の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは4つの基本方向ごとの総括についてご説明いたします。資料22の2ページをご覧ください。変更点についてご説明させていただきます。No.7になります。資料23の意見書の方では2ページの4行目のところになります。こちらでは被災状況がどこのものか分かりづらいとの意見をいただいております。沿岸部の前に市内という言葉を追加しております。東日本大震災により被災した家屋は市内沿岸部を中心に2,000棟を超えという形で修正をさせていただいております。続きまして、資料22のNo.8になります。資料23の意見書では2ページの28行目になります。変更前でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた雇用対策の強化などに取り組む必要があるとしておりましたが、この新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた取り組み、拡大を踏まえた雇用対策、ここに記載し

ている拡大を踏まえたというのは雇用対策だけではなく、企業活動、あるいは農林水産業、観光・サービス業、防災力の強化などあらゆる分野に共通してくるものになりますので、雇用対策のところだけに記載しますと全体的にバランスが悪く、記載するのであればそれぞれの分野に全て記載していかなければならないというところが問題としてございましたので、新型コロナウイルス感染の拡大を踏まえて等の文言については、個別意見と復興計画全体の総括の方で記載するという取り扱いに整理させていただきたいということで、ここでは新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえたという文言を削除させていただいております。変更後の意見になりますが、雇用対策の強化では、学生生徒の地元就職や若者の地元定着の促進に取り組む必要があるという形にしております。次にNo.9でございます。こちらNo.8と同じ考えから、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえたというところを削除したものでございます。なお、感染症の拡大を踏まえた企業支援、こちらについては復興計画全体の総括で触れております。次にNo.10にまいります。変更前でございますが、本年オープンする新美術館を活用して八戸三社大祭の魅力発信に取り組む必要があるとしておりました。こちらについて前回、魅力の発信は既に既存の施設でも行われているということを追加したらどうかとの意見をいただいておりますので、右側の朱書きのとおり、八戸ポータルミュージアム等従来の施設に加え、本年オープンする新美術館を活用して魅力発信に取り組む必要があるということで、はっちを追加させていただいております。加えて、「また」以降、「また、ポストコロナ時代を見据え、八戸圏域の地域の魅力を継続して海外に発信するとともに」というところがございますが、こちらポストコロナ時代を見据えという文言を先ほどのNo.8と同様の考えで削除させていただいております。なお、個別意見の方では新型コロナウイルス感染症の終息を見据えということで記載をさせていただいております。次にNo.11になります。こちらは前回、「港内静穏性の低下による」という言葉が少し分かりにくい表現であるというご意見をいただいておりますので、右の朱書きのとおり、航路泊地の静穏度の低下によるという形で修正させていただいております。併せて記載のとおり注釈を追記させていただきました。続きましてNo.12になります。こちらはコンテナ貨物取扱量の単位「TEU」が少し分かりづらいということで、右側の朱書きのとおり、注釈を追記させていただいております。以上が変更点の説明となりますが、資料23の意見書で改めて確認させていただければと思いますので、2ページをご覧ください。4行目の真ん中「沿岸部」の前に「市内」を追加しております。次に28行目「雇用対策の強化では」というところで「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた雇用対策」というところを削除しております。次に右側3ページにまいります。27行目になります。こちら「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた企業支援に取り組む必要がある」というところを削除しております。読ませていただきます。企業活動の再興では、被災事業者への販路拡大や技術力向上に向けた支援、国の復興特区制度と同様の特例措置の継続、新産業団地の整備推進と完成を見据えた企業誘致活動、八戸港におけるコンテナ貨物へのインセンティブ制度の強化、官民連携によるポートセールス、オンラインを活用した海外販路の開拓に取り組む必要がある。という形で修正させていただいております。次に31行目から36行目、こちらは既存施設等を入れ込むような形で修正させていただいております。こちら読ませていただきます。「観光・サービス業の再興では、八戸三社大祭の

伝統・文化の継承と観光資源としての発展的活用に向け、関係者が一体となって課題解決に取り組み、山車製作・展示場所の早期整備を進めるとともに、八戸ポータルミュージアム等の従来の施設に加え、本年オープンする新美術館を活用して魅力発信に取り組む必要がある。また八戸圏域の地域の魅力を継続して海外に発信するとともに、訪日外国人旅行客の受入体制強化に取り組む必要がある。このように修正させていただいております。次に4ページをお開き下さい。1行目になります。こちらは「航路泊地の静穏度の低下による荷役障害」という形で修正をさせていただいております。また、欄外に「静穏度」の注釈を付けさせていただきました。次に23行目「TEU」こちらも下の方に注釈を付けさせていただいております。5ページの防災力の強化につきましては特に変更のところはございません。以上で4つの基本方向ごとの総括についての説明を終わらせていただきます。

委員長

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして委員の皆様からご意見・ご質問いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

A委員

文字の修正に入らないかもしれませんが、「など」という言葉は、漢字と平仮名が混ざっているのですけれども、これは使い方に違いがあるのでしょうか。もしないのであれば統一した方が良くかなと思います。

事務局

文脈の流れにより、「等」と「など」を使い分けしているところです。

A委員

資料23の2ページの7行目と34行目に漢字の「等」があるので、その辺の整理のご検討をお願いします。

事務局

そこも含めて、「等」と「など」について全体をもう一度チェックさせていただきます。

委員長

文章の流れで「など」という平仮名表記と「等」という漢字表記をチェックしてということをお願いします。他にいかがでしょうか。

A委員

資料23の4ページの28行目に湊地区のまちづくりと出てくるのですが、若干何でここだけという感じがするのですけれども、被害が大きかったとかそういうことだったのでしょいか。何でここだけと思ったもので。津波の被害が大きかったとかそのような感じでしょうか。

事務局

こちらは、まず1つは委員の皆さんからの個別意見があったということと、この事業が今年度開始になった事業ということがございます。駅前の市場のリノベーションですね。今後の課題としては、やはり今年度始まった事業でもありますので、来年度以降、実際の工事に入っていきますので、そういう部分も含めてこちらに入れさせていただいていたところでございます。

A委員

分かりました。それでしたらこのままで結構です。それから5ページの32行目、BCPのオンラインというのは、後ほどのところでワークショップ等を行うというお話になっているのですけれども、これのイメージは市が実施するということなんでしょうか。それとも専門にこういうことをやってくださるところを使って市として積極的にバックアップしていくようなイメージで考えてよろしいのでしょうか。

事務局

こちらは、実施する予定だったそのセミナーとかワークショップが軒並み中止という状況がありましたので、委員会の議論の中で、オンラインを活用して市としても工夫をしながら事業を進めていった方が良いのではというご意見がございましてここに記載させていただいたところです。

A委員

はい、了解いたしました。

委員長

表現、その他についてこれでよろしいですか。

A委員

はい、結構です。

委員長

他にご質問・ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。次に、復興計画全体に関する総括の内容についての説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは復興計画全体に関する総括についてご説明いたします。資料22の3ページ目となります。まず初めに資料に間に合わず恐縮でしたが、前回委員会終了後に事務局

にいただいた追加の意見が1件ございますので、口頭で説明させていただきます。資料23の意見書の6ページをお開き願います。4行目から6行目にかけて「甚大な被害」という言葉が2回出てきます。4行目に「甚大な被害を及ぼすとともに」、6行目に「市民生活や事業活動に大きな混乱と甚大な被害をもたらした」と2回出てきますので、後ろの6行目の方につきまして、「深刻な影響」という言葉に変更したらどうかという意見をいただいております。

「市民生活や事業活動に大きな混乱と深刻な影響をもたらした」。こちらについては事務局としてもそのように修正したいと考えております。続きまして資料22の方にお戻り願います。No.13でございます。こちらでは前回の委員会でSDGsと地域循環共生圏、こちらを切り分けて記載した方が良いというご意見、もう1つが地域循環共生圏についてもう少し分かりやすく記載できないかというご意見がございましたので、右側の朱書きのとおり修正しております。後で全体のところでもご説明いたしますが、まず一段落目ではSDGsの世界や国での取組、動きについて記載させていただいております。二段落目ではSDGsの取組について市に対する意見を2点ほど記載しております。各種計画や戦略、方針等にSDGsの要素を最大限反映すること、事業の実施に当たってはその理念、趣旨を踏まえて進めていただきたいという意見を記載しております。三段落目では国が独自のSDGsの実施を推進することを期待しているという旨を述べた上で、四段落目で地域循環共生圏の説明と八戸圏域連携中枢都市圏を活用した地域循環共生圏の形成に向けた前向きな検討について市に対する意見として記載しております。後で総括の全体を読み上げますので、ご確認をお願いできればと思います。続いてNo.14でございます。こちらは前回委員会の審議の中で、市民力、地域力の言葉が2回出てくるので整理が必要というご意見と、産学官民一体の取組という視点も追加すべきというご意見がございました。これらを踏まえて右のとおり修正をさせていただいております。

「復旧、復興が順調に進捗しており、この歩みを通して東日本大震災からの復興という同じ目標のもと集結した産学官民の一体となった取組が早期の復旧・復興を成し遂げる大きな力となったことを確信したところである」という形で修正させていただいております。次にNo.15でございます。こちらは、「八戸が誇る市民力・地域力を更に磨き上げていただきたい」という形で締めておりましたけれども、文脈の流れや市の目指すところを明確にすることで右側のとおり変更させていただいております。市においては大規模災害の発生に備え、地域の絆や行政、市民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関等との連携を更に強化し、災害に強いまちづくりをより一層推進していただきたいという形で修正案を記載させていただいております。以上が変更点の説明になります。

それでは資料23の意見書の方で再度内容の確認をしながら読み上げさせていただきます。ご確認をお願い申し上げます。

まず6ページの6行目のところ「甚大な被害」というところを「深刻な影響」に変更いたしております。「東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震と津波により、東北地方を中心に広範囲にわたって甚大な被害を及ぼすとともに、その被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所からは放射性物質が放出されるなど、未曾有の複合災害となった。当市でも多くの市民が避難を余儀なくされ、市民生活や事業活動に大きな混乱と深刻な影響をもたらした。」

次の7行目から13行目にかけては復興計画について記載しております。読み上げます。

過去の大規模災害と比べても極めて甚大な被害が生じたことを受け、市では復興に当たり、平成23年度から令和2年度までの10か年を計画期間とする復興計画を策定し、復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのもの、原状復旧にとどまらない、現代課題にも対応した新たなまちづくりの推進、早期の復旧と創造的な復興を目指すという3つの基本理念のもと、より強い、より元気な、より美しい八戸の実現を目指し、復旧期、再生期、創造期の3期において段階的に復興に取り組んできたところである。次は3期ごとの取り組みについて記載しております。復旧期では、被災者並びに被災事業者への支援のほか、災害廃棄物の処理や主要インフラの復旧など、社会的機能や社会経済活動の復旧に集中的に取り組み、再生期では、津波避難路や津波避難施設の整備などによる都市基盤の再建や防災力の強化による地域再生の基礎づくりを進め、創造期では、八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりに向け、公民館や児童館の耐震化、八戸市みなと体験学習館や防災拠点の機能を備えた長根屋内スケート場を整備したほか、地域に賑わいや元気をもたらす観光・文化・スポーツの振興を図るなど、ハード・ソフト両面から各種復興事業に取り組んできた。次は進捗状況について記載しております。復興事業の進捗状況は、総事業数365事業のうち、完了事業は228事業、引き続き通常事業として実施する継続事業は137事業となっており、復興計画に基づく事業は順調かつ着実に進捗している。

24行目以降は今後の事業の実施について記載しております。今後の継続事業の実施に当たっては、継続事業が被災者への住宅再建支援や被災事業者への経営支援、市街地の整備や八戸港の港湾機能の強化、東日本大震災の教訓を踏まえた防災体制の強化、災害に強い地域づくりの推進など、今後より一層の充実が求められる事業であることや、8つの創造的復興プロジェクトに該当する事業であることから、八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の取組との連携を図るとともに、今後、策定を予定している第7次八戸市総合計画において重点的に推進する施策として位置付けるなど、更なる創造的復興の進展を目指し、重点的に推進していくことを検討していただきたい。

次に34行目以降は現代課題にかかる記載になります。読ませさせていただきます。今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、現代社会を取り巻く大きな課題として、八戸市の市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしており、市においても市民の暮らしを守り、地域経済を支えるため、迅速かつ着実な対応が求められている。市においては、市民の生命と健康を守るとともに、事業者が事業活動を継続できるよう、引き続き市内の感染拡大防止対策や事業者への事業継続のための支援、新しい生活様式や価値観の変化への対応、災害や感染症に対する強靭性(レジリエンス)の強化に取り組んでいただきたい。また、令和3年度にはワクチンの普及等を契機として、感染拡大が収束し、社会全体が感染症の終息に向かうポストコロナの時代へと移り変わることも想定される。市においては、地域経済を回復させ、新たなまちづくりの推進を図るため、新しい働き方の導入支援や業態転換・新分野への展開支援、感染症の流行に伴う企業の地方移転の動きを踏まえた企業誘致を推進するとともに、社会全体のデジタル化の進展に対応するため、全庁を挙げて行政及び地域のデジタル化の推進に取り組み、市民生活の利便性向上と行政サービスの質の向上を図っていただきたい。加えて、現在、世界各国で経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標

SDGsの達成に向けた取組が進められており、我が国においても、平成28年12月に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国として注力すべき優先課題を掲げるとともに、地方自治体に対して、SDGsの達成に向けた取組の推進を求めているところである。市においても、持続可能で多様性と包摂性のある地域社会の実現を目指し、各種計画や戦略、方針等にSDGsの要素を最大限反映するとともに、事業の実施に当たっては、その理念及び趣旨を踏まえて進めていただきたい。

なお、14行目SDGs実施方針となっておりますが、字句の修正が済んでおりませんでした。実施方針ではなく、実施指針となります。読ませていただきます。さらに、SDGs実施指針では、地方自治体に対してエネルギーや自然資源などを活用することで持続可能な社会を形成する地域循環共生圏の創造など、独自のSDGsの実施を推進することが期待されている。地域循環共生圏は、地産地消の取組や再生可能エネルギーの導入など、各地域が固有の資源を活かし循環させることで自立・分散型の社会を形成するとともに、その地域の特性に応じて近隣地域等と人材や自然といった資源を補完し支え合うことで地域の活力が最大限に発揮されることを目指した取組であり、圏域における経済・社会・環境の好循環を生み出すものであることから、市においても、八戸圏域連携中枢都市圏による地域循環共生圏の形成を前向きに検討していただきたい。

23行目以降はまとめになります。当委員会は、より強い、より元気な、より美しい八戸の実現に向け、約10年間にわたって復興計画の実施状況の調査審議を行い、市と共に復旧・復興の道を歩んできた。復旧・復興は順調に進捗しており、この歩みを通して、東日本大震災からの復興という同じ目標のもと集結した産学官民の一体となった取組が早期の復旧・復興を成し遂げる大きな力となったことを確信したところである。近年の自然災害は激甚化・多発化しており、台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震といった大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況であることから、市においては、大規模災害の発生に備え、地域の絆や行政、市民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関等との連携を更に強化し、災害に強いまちづくりをより一層推進していただきたい。最後に、令和2年度をもって復興計画は終了となるが、市においては、引き続き、創造的復興の進展と市民福祉の向上を目指し、東日本大震災からの復興の経験を十分に踏まえて継続事業に取り組みとともに、市を取り巻く現代の諸課題に対しても、既存の行政の枠組みにとらわれることなく、より柔軟かつ大きな視点で取組を進め、更なる市勢発展につなげていくことを期待する。

以上一通り読み上げさせていただきました。復興計画全体に関する総括の説明をこれで終わらせていただきます。

委員長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様からの質問、意見を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

B 委員

6 ページ目の 27 行目のところに、8 つの創造的復興プロジェクトとあるのですが、復興計画の総括だから復興計画に掲げているものなのですけれども、これがどこから出てきたのかというのを説明した方が分かりやすいのかなと。「復興計画に掲げた 8 つの」と言いますか、他にいろいろな戦略とか総合計画とか出てきている中で、突然 8 つの創造的復興プロジェクトというのは何に掲げていたのかなと思ってしまうので、少し説明が、説明というほどでもないですが、必要なかと。

委員長

皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それではそのような文言を 8 つの前に記載していただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

A 委員

7 ページの 35 行目のところで、「既存の行政の枠組みにとらわれることなく」とありますけれども、8 市町村とかもあると思いますが、国とか県とかとの連携も含まれていると考えてよろしいのでしょうか。もちろん地域でやるっていうのもあるのですけれども、やはり国とすれば東北、北東北とか東北地区の拠点的な扱いを是非八戸もしていただきたいとなると、積極的に国にも働き掛けてそういう認識で投資するなりしてもらおうようにしていく意味もこの中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。この辺でまとめてしまうというのは分かるのですけれども、少し日本における位置付けをもう少し主張しても良いのかなという感じがします。

委員長

いわゆる、諸課題のことに関して市だけではなく既存の行政というのは、私は市のことについてのことを言っているように見えますが、関副委員長さんは国とか県とかそういったところとも連携をしていきながらということをつけ加えたらいかがというご意見ですか。

A 委員

もしそこが弱ければ入れたらどうかと思いました。普通、枠組みと言ったならば、市とか町とかだけでなくて県もそれから国も含むのですよという意味であれば、別にそのままでも良いかなと。

委員長

なるほど。

A 委員

国という言葉がどこにも出てきていないので。

委員長

事務局さんに確認ですが、既存の行政の枠組みという中にはA委員さんがおっしゃられたような要素は含まれるのでしょうか。

事務局

委員会から市長に対して意見を出すという点から申しますと、国や県までは想定しない形で記載していたところがございます。役所の内部でよく縦割りとか連携が取れていない、役所と市内の関係機関とか、そういう枠組みにとらわれることなく柔軟に連携を取りながら、更に市の発展につなげていくというところに入れていただきました。

委員長

そうですね。ということなので、ご指摘の範囲はこの中には含まれないということに。

A委員

まずはここのところをきちんとやりましょうという考え方。

委員長

A委員のお考えを聞きたいのですが、ここに例えば国とかの連携とかそういったことは入らなくても良いのだろうかということを申し上げたいのではないのだろうかかと察したのですが。

A委員

できればという話なのですが、まずは、そうですね、復興計画そのものの観点からあまり逸脱することないようにとなると、まずはこの地域、地盤固めをきちっとしましょうという考え方をするということではまずこれでよろしいかと。

委員長

はい、委員の皆さんいかがでしょうか。私の方から意見申し上げてよろしいでしょうか。意見を申し上げる前に確認をしたかったのは、この赤文字で修正した部分について私が申し上げたのは、まずはSDGs、それから地域循環共生圏ということについて担当課の方々の認識を確認していただいた上で記載していただきたいと申し上げたのですが、この辺について担当課さんの反応はいかがだったのかを教えていただけますか。

事務局

こちらとしては、委員会の中でSDGsと地域循環共生圏の意見をご議論いただいて、意見が固まった上で担当課の方にお届けしたいと考えておりましたので、この意見書を作るにあたっては担当課の方からは特にご意見の方はまだいただいておりませんでした。

委員長

分かりました。その上で申し上げたいと思うのですが、A委員さんから出たお話は私も最もだと思ったのですが、日本経済新聞のアンケートによると、SDGsという言葉の認識度はまだまだ低い状態だと。国がようやく言い始めたのが2019年ですので、2年経ってもまだ認識度が低い。読み方すらまだ分からない方もいる。聞いたことがあってもその内容について分かっているかというところ6割ぐらいの方が分かっていないという現状です。それともう1つ、地域循環共生圏というのも最近出てきたことであって、お隣の県で具体的にエネルギーをベースにしながら進めている。これも国が世界の流れに沿って、国が新たに打ち出してきた方針です。なぜ私がここを力説したかと言うと、八戸市も今後このトレンドを外す訳にはいかないだろうという認識の下で申し上げたつもりなので、付け加えるとすれば国の方針ということで連携して注視しながら、やはり進めていく必要があるだろうと。国は基本的な方針を出してはいるのですが具体的な政策、予算を伴うのは今年度以降から具体化するであろうと思っていますので、こここのところA委員さんがおっしゃられたような国の動向、あるいは施策を注視しながらそれと連動していかなきゃいけないということを抜きには考えられないなと思いますので、良い言葉が今すぐ出てきませんが、この既存の行政の枠組みの前後にそういう文言を付け加えていただくことをしていただければ、より締めくくりの言葉としては方向がきちんと示せるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

事務局

確認でした。今の国の動向を注視しながらという文言の追加は、7ページの33行目から37行目に入れ込むという形でよろしいでしょうか。

委員長

「市を取り巻く現代の諸課題に対しても、既存の行政の枠組みにとらわれることなく」、例えばここに「国の動向」という言葉を入れたり「注視したり」という言葉を入れれば、少し視点が柔軟かつ大きな視点での取組というのが出てくると思うので、この前後どちらに入れたら良いのかは分かりませんが。

事務局

「現代の諸課題に対しても国の動向を注視しながら」と入れ込むとか、後ろの方に入れ込むとか。

委員長

委員としての意見です。

事務局

分かりました。このところは文脈等を見ながら検討させていただきたいと思います。

委員長

よろしいでしょうか。それでは他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは以上で一通り意見書案の確認が終わりましたけれども、これ以外に、先ほど申し上げたように追加とか修正等がございましたらどのページでも結構ですから、ご意見、ご質問受け付けたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局の方から修正内容について再度確認をしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局

それでは資料 23 の意見書で確認をさせていただきます。まずは意見書全体になりますけれども、「等」「など」の使い方については再度事務局の方でチェックをさせていただきたいと思います。それから 6 ページ、6 行目のところの最後「甚大な被害」を「深刻な影響」に修正させていただきます。同じ 6 ページの 27 行目、「8 つの創造的復興プロジェクト」の前に「復興計画に掲げた」等、何からというのが分かるように表記をさせていただきたいと思います。7 ページにまいりまして、14 行目「SDGs 実施方針」を「SDGs 実施指針」に修正させていただきます。それから 7 ページの 35 行目から 36 行目の「市を取り巻く現代の諸課題に対しても、既存の行政の枠組みにとらわれることなく」のところについて、文脈等を確認しながら「国の動向、政策を注視しながら」というような文言を追加させていただきたいと思います。それから個別意見の方ですが、9 ページの 25 番「商品パッケージのデザインやサイズなど、消費者ニーズに応えた商品開発を進め、お土産品の魅力向上に取り組む必要がある」と修正させていただきます。事務局の方で修正箇所としていただいたところは以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの修正内容でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局はただいまの内容を踏まえ、意見書案の修正をお願いします。なお、事務局が修正を加えた最終案の調整につきましては、私と副委員長さんに一任していただき完成という流れにしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。以上で本日の審議案件を終了いたしました。

4. その他

- ・事務局が意見書提出について説明

5. 閉 会